

令和2年度 第3回 赤穂海浜公園管理運営協議会

日 時：令和3年3月10日（水）14:00～16:00

場 所：赤穂市民会館 大会議室

次 第

- 1 開会挨拶

- 2 赤穂海浜公園管理運営協議会について
 - (1) 管理運営協議会開催要綱の変更 (資料1)
 - ①委員の変更

 - (2) 第2回協議会での意見等 (参考資料1)
 - ①議事録の公表

- 3 議 事 (資料2)
 - (1) 第2回協議会までの意見及びその対応について (資料3)

 - (2) 広報、情報発信の強化 (資料4)
 - ①第2回協議会で提案した広報の実施状況と今後の対応

 - (3) 地域や企業・団体、大学等との連携強化 (資料5)
 - ①イベント募集状況報告
イベント問い合わせ4件（うち応募件数3件）

- 4 その他
 - (1) 施設整備実施状況等について
 - ①芝生滑り台
 - ②未就園児向け遊び場整備
 - ③わんぱく広場遊具更新整備

 - (2) 次回開催について
 - ①8月頃開催予定

第3回赤穂海浜公園管理運営協議会 出席者名簿

令和3年3月10日(水)

赤穂市民会館 大会議室

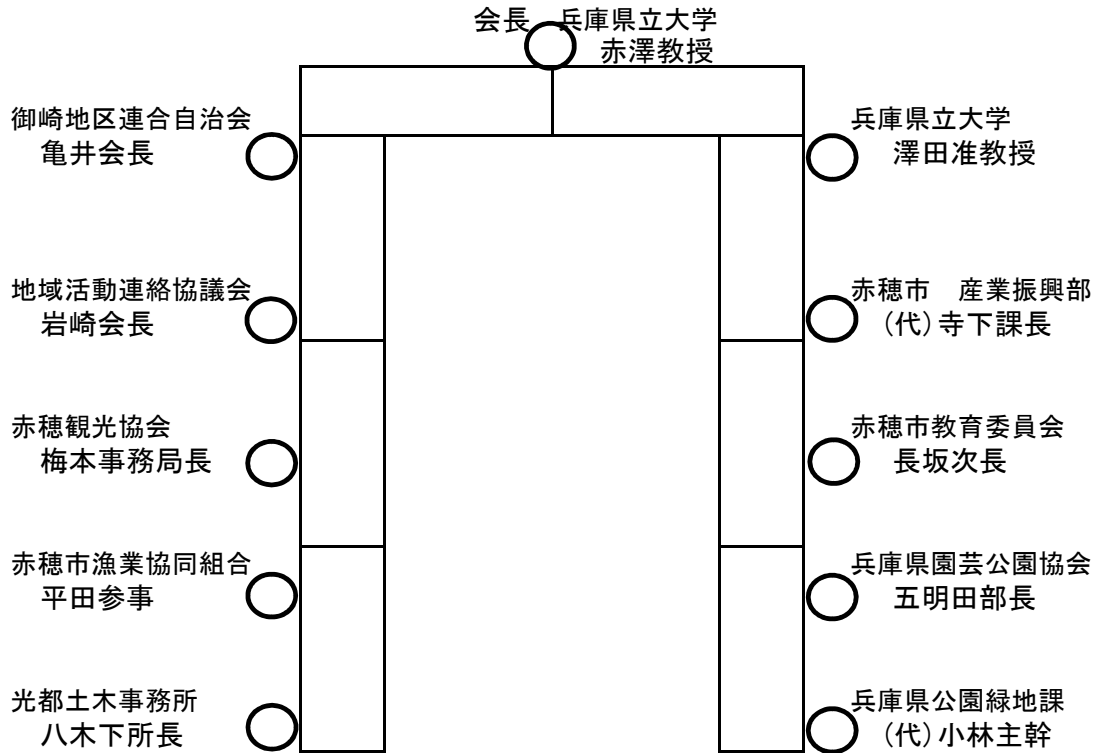
区分	所属等	氏名	出欠
学識者	兵庫県立大学 教授 (人と自然の博物館)	赤澤 宏樹	出席
	兵庫県立大学 准教授 (淡路景観園芸学校)	澤田 佳宏	出席
	関西福祉大学 准教授	山本 浩二	欠席
地域団体	御崎地区連合自治会 会長	亀井 義明	出席
	尾崎地区連合自治会 会長	目木 敏明	欠席
	地域活動連絡協議会 会長	岩崎 由美子	出席
	赤穂観光協会 事務局長	梅本 邦夫	出席
	赤穂市漁業協同組合 参事	平田 一典	出席
指定管理者	(公財)兵庫県園芸・公園 協会 総務部長	五明田 禎久	出席
行政機関 (赤穂市)	観光監	西浦 万次	代理 産業振興部 観光課長 寺下 好穂
	教育委員会 教育次長	長坂 幸則	出席
行政機関 (兵庫県)	県土整備部まちづくり局 公園緑地課 課長	戸田 克稔	代理 公園緑地課 主幹 小林 一磨
	西播磨県民局光都土木事務所 所長	八木下 徹	出席

事務局

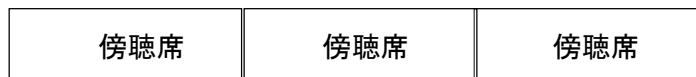
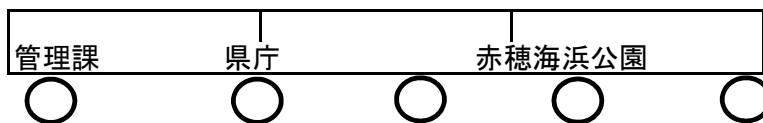
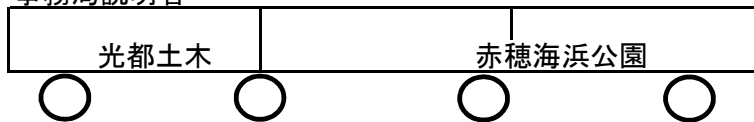
指定管理者	赤穂海浜公園管理事務所 所長	高田 直隆	
	赤穂海浜公園管理事務所 参事	荻野 直哉	
	赤穂海浜公園管理事務所 参事	圓見 文明	
	赤穂海浜公園管理事務所 参事	尼崎 佳三	
	赤穂海浜公園管理事務所 課長	小坂 真也	
西播磨県民局 光都土木事務 所	管理課 課長	小原 孝彦	
	港湾課 課長	柴崎 和人	
	港湾課 課長補佐	大谷 朝俊	
	港湾課 職員	塩濱 裕也	

第3回赤穂海浜公園管理運営協議会 配席図

令和3年3月10日（水）
赤穂市民会館大会議室



事務局説明者



入口

受付

赤穂海浜公園管理運営協議会開催要綱

1 目 的

「赤穂海浜公園魅力アップ計画」のアクションプランの1つである「多様な主体との連携の仕組みづくり、場づくり」の取り組みとして、本公園の管理運営のあり方等について検討するため、有識者、地元住民、関係機関等からなる赤穂海浜公園管理運営協議会（以下、「協議会」という。）を開催する。

2 検討事項

- (1) 「魅力アップ計画」アクションプランの課題のうち、地域や企業・団体、大学等との連携の強化について。
- (2) 「魅力アップ計画」アクションプランの（1）以外の課題のうち、協議会において検討が必要と認めたもの。
- (3) 「魅力アップ計画」で今後の検討課題と位置づけている課題のうち、協議会において検討が必要と認めたもの。
- (4) その他、協議会において検討が必要と認めたもの。

3 運 営

- (1) 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。
- (2) 協議会には、構成員の互選により会長をおく。
- (3) 協議会は、会長が招集する。
- (4) 構成員はやむを得ない理由により協議会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- (5) 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する構成員がその職務を代理する。
- (6) 協議会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (7) 協議会は、公開とする。ただし、協議会の運営に著しい支障があると認められる場合には、非公開とすることができる。
議事録、議事要旨及び懇話会資料は、原則として公開とする。

4 任 期

- (1) 構成員の任期は令和4年3月31日までとする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 構成員は再任されることができる。
- (3) 構成員がやむを得ない理由により任期の途中で辞任する場合、会長は欠員の対応について必要な調整を行う。

5 庶 務

協議会の庶務は、県立赤穂海浜公園管理事務所において処理する。

6 補 足

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月13日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

(別表)

赤穂海浜公園管理運営協議会構成員名簿

区分	所属等	氏名	備考
学識者	兵庫県立大学 教授 (人と自然の博物館)	赤澤 宏樹	公園マネジメント
	兵庫県立大学 准教授 (淡路景観園芸学校)	澤田 佳宏	自然環境
	関西福祉大学 准教授	山本 浩二	保健教育
地域団体	御崎地区連合自治会 会長	亀井 義明	
	尾崎地区連合自治会 会長	目木 敏明	
	地域活動連絡協議会 会長	岩崎 由美子	子育て支援団体
	赤穂観光協会 事務局長	梅本 邦夫	
	赤穂市漁業協同組合 参事	平田 一典	
指定管理者	(公財) 兵庫県園芸・公園協会 総務部長	五明田 禎久	
行政機関 (赤穂市)	観光監	西浦 万次	
	教育委員会 教育次長	長坂 幸則	
行政機関 (兵庫県)	県土整備部まちづくり局公園緑地課 課長	戸田 克稔	
	西播磨県民局光都土木事務所 所長	八木下 徹	
(計13名)			

※ _____部 R2.4.1からの変更箇所

1 ■魅力アップ計画アクションプラン（管理運営に関わる取り組み）

R2協議会における検討事項

項目	課題等	期間	内容	R2年度												R3年度	R4年度～	検討主体
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
(1) 多様な主体との連携の仕組みづくり場づくり	管理運営協議会の設置	R1	協議会の設置	3月 協議会設置														県
	毎定期的な開催	R2～	運営協議会の継続実施	3月 募集チラシの作成														県・指定管理者
(2) ※要綱2(1) 地域や企業・団体大学等との連携の強化	公園利用の手続きや利用ルールが周知されていない(イベント募集案内の検討)	R1	募集案内チラシ、利用ルールの見直し	10月 開始														県
	イベント募集の実施	R2	イベント募集	提案先の直接訪問														指定管理者 市民
	イベント募集の広報・周知方法	R2	効果的な広報や周知方法の検討	評価・見直し														民間企業
	イベント募集実施の評価	R2	実施上の新たな課題等の検討	評価・見直し・評価・見直し														県・指定管理者
	①現状の評価と課題抽出 ②効果検証、検証方法の検討	R2	効果的な広報・周知方法、他機関等の連携方法の検討	効果検証														県・指定管理者
(3) 広報、情報発信の強化	※要綱2(2)	R2	多様な手法や関連機関等と連携した広報	現状評価														県・指定管理者
	塩の国の活性化	R1	塩の国のかん水を利用したPR	11月 かん水利用発表														市・県・企業
(4) 塩の国の活性化	観光・学習プログラム作成	R2・3	観光・学習プログラム作成	プログラム検討														市・県
				プログラム実施														プログラム実施

凡例 ■ 協議会の議事事項

2 ■今後の検討課題（赤穂海浜公園の魅力アップのために引き続き調査や検討が必要な課題）

項目	課題等	期間	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度～	検討主体
(1) 県民の森の活用検討	県民の森の整備	R2～	専門家等による状態調査や伐採整備			伐採整備		県・指定管理者
	県民の森の活用方策の検討	R3～	自然観察会やアレーパーク等での活用促進					県・指定管理者
(2) 飲食・物販等のサービスマニエールに関する検討	飲食・物販		繁忙期のキッチンカー等による仮設店舗の出店			電源や水道等のインフラ整備		県・指定管理者
	民間活力の導入		民間事業者による出店			R2～茅葺屋根更新予定		市民・民間企業
(3) 塩の国における流下式塩田施設(枝架梁)の更新・再整備の検討	施設の更新	実施中	インフラメンテナンス等に基づき実施	H29枝架梁更新				県
	枝架梁の増設等	－	かん水の需要や施設の稼働状況を見る					県・市
(4) 駐車料金の見直し・開園時間の延長に関する検討	開園時間の延長等	－	早朝や夕方の需要の掘り起こし			ニーズ等の把握		県・指定管理者
	駐車料金の検討	－	割引や無料化、再入場について			運営上の課題整理		県・指定管理者
(5) わくわくランドのあり方に関する検討	既存施設の老朽化対策の進め方	－	赤穂海浜公園の中核施設として、中長期的な観点から施設更新も含めた今後のわくわくランドのあり方について検討					県・指定管理者
	利用者ニーズに応じた新たな施設設置の検討	－	当面は早急に対策が必要なトイレや塩の国の茅葺屋根の更新などを優先して実施					県・指定管理者

第1回及び2回協議会での意見と回答

項目	番号	意見等の内容	第2回協議会での回答	現時点での対応方針等	第〇回意見
1. H Pに掲載しているイベント募集チラシ・ルール等	①	公園でできることできないことのカッコ書きが多く分かりづらい。分かりやすい言葉にするべき	-	カッコ書きを減らし、トライアスロン等の写真を7枚(5→12枚)追加した(資料3-1①)	2
	②	①のところ、もっと写真を入れる方がいい。こんなものもしいのかという写真ほど載せるべき	-		2
	③	イベントができる場所の地図を入れるべき。どの辺りで何ができるかも示すべき	-	どこでどんなイベントができるかを示す地図を作成した(資料3-2)	2
	④	インフラ施設の整備が不十分であることを明示すべき。ここならインフラ施設が利用可能など条件をつけるべき	-	「公園でできること・できないこと(資料3-1①)」の※1に整備が不十分であることを追記した。地図にインフラ施設の利用可能場所を明示した(資料3-2)	2
	⑤	細かなことまで網羅的に書くことは難しいので、「一緒に相談乗ります」等を付け加える方がいいのではないか	-	「公園でできること・できないこと(資料3-1①)」2-3下部に「※上記に記載のないことでもご相談ください」と追記した	2
	⑥	利用申請について電子で行えるようできないか	占有申請や行為許可申請は条例で定められた様式で現時点では困難であるが、最終の申請手続き直前までは電子で対応できるよう工夫する	1	押印廃止により郵送不要となり、メール等での申請可能(資料3-4) 現時点では応募フォーム等による完全電子化は難しいが、最終目的は完全電子化を目指す
2. イベントの周知方法	①	周辺で渋滞が発生しているため、公園から周知が必要	渋滞を起こすような大きなイベントは、早めに地元にお知らせをしていく	11月、3月のロハスイベントの際、チラシで周知 今後とも大規模イベント(予定参加人数3000人以上)の場合に周知する	2
	②	イベント時に出店の検討をしてももらうために、地元で商売をされている方にイベント情報の周知が必要	-	公園内での飲食等の需要が予想される公園主催の大規模イベント時には観光協会や商工会に周知する	2
3. イベントカレンダー等	①	地元ではない営利目的の人に向けて、イベントカレンダーにイベントの規模等を明記してはどうか	-	月毎のカレンダーを作成し、予定参加人数等を明示する(3月から開始)(資料3-3)	2
	②	イベントカレンダーに出店リストを表示してはどうか	-	カレンダーに記載することはスペースがないため難しい イベントチラシをH Pに掲載するので、出店リストが記載されていれば告知できる。記載がなければ出店リストの資料を求め、提供されればH Pに掲載する	2
	③	芝生滑り台等の遊具利用の混雑を回避するために、団体利用のある日を書いてはどうか	-	過去の実績から1団体程度の来園であれば一般来園者の利用に支障がないと考え、記載はしない また、団体利用の重複で支障が生じそうなら、管理事務所です事前に調整する	2
4. 広報・情報発信の強化	④	イベントカレンダーはシンプルかつ3者(管理事務所・海洋科学館・キャンプ場)が簡単に更新できるようにすべき	-	現状のシステムでは難しいため、管理事務所で情報を収集し更新する	2
	①	SNSに投稿する際はハッシュタグをたくさんつけるべき	現在利用しているSNS ・ Twitter ・ Facebook ・ Instagram	可能な限り実施する 今後は一番効果的と思われるInstagramを中心に更新頻度を増やし情報を発信する	2
	②	告知のSNSだけでなく、日常の出来事や様子などを毎日アップすることが大切			2
	③	SNSであがっている海浜公園の写真やフォトコンの写実はリツイートすべき			2

項目	番号	意見等の内容	第2回協議会での回答	現時点での対応方針等	第〇回意見
4. 広報・情報発信の強化	④	SNSはパートの人など向いている人をあてがってはどうか	—	新たに人員を増やすことは難しいため、職員対応で工夫する	2
	⑤	SNSへの情報発信をしてもうたために、若い人を対象として使い隊の募集してはどうか (「使い隊」とは十数年前から公園のボランティア活動等を行っていた団体で、3、4年前にメンバーの高齢化に伴い解散した)	—	使い隊の目的はイベント主催や補助であったので、SNSの情報発信のためだけに使い隊の募集はしない 4の①～④のとおり、職員対応で可能な限り情報発信し、イベント主催者や参加者にも情報発信を依頼する	2
	⑥	SNSにあげたら乗り物券配布ではなく、ハッシュタグで「赤穂海浜公園」とつけたことを確認できれば乗り物無料にしてはどうか	今後検討する	無料での利用者が想定できない内容は難しい ただし、人数限定等で実施可能な内容については検討する	2
	⑦	閑散期に乗り物を3日間無料とし、必ずインスタにあげてもらおうなどすべき	民間業者が入っているため、様々な問題があることをご理解いただきたい		2
	⑧	期間限定で公園の場所を貸切った場合に発生する占有料を無料にするキャンペーンを実施する際にはきちんとプレスリリースをきちんとした方がいい	—	無料キャンペーンの実施を含め今後検討していく	2
	⑨	告知に費用をかけられるのであれば、YouTubeに広告費を払って広報するのは有効的(期間1ヶ月で数百万円)	現時点では予算的に厳しいが、今後の検討課題とする	現状では広告費に多額の予算を出すことはできない 将来的な課題とする	1
	5. 塩の国の活性化	①	塩の国で大人向け体験プログラムを作れないか	大人向けプログラムを検討していきたい	市で入浜式塩田のひき浜体験プログラムを検討中 プログラムは無料にする予定
②		プログラムを有料化してはどうか	有料or無料かは今後検討していきたい		1
6. 公園の新たな活用方法	①	塩田跡生態系干潟の再生とそれを子供達に提供	塩湿地の保全や活用方法について検討する	澤田委員と協議中 今後、プロジェクトまたは部会の形で進めていく	1
	②	人博の未就学児向けコンテンツの実施について	コンテンツ実施について赤穂海浜公園で実施可能か検討する	昆虫採集などいくつかのプログラムは実施済 今後、実施可能なプログラムは人博と協力して実施する	1
8. 駐車場利用料	①	駐車料金500円の無料化や有料施設とのセットで割引できないか	今後の検討課題	完全無料化はできないが、平日の期間限定の無料化は検討する	1

2. 公園でできること・できないこと

2-1 行為許可申請が必要

(イベントとして行為許可申請を提出し、承認されればできること)

但し、一般利用ではできない

① キッチンカーやコンロ等の器具による火気使用※1

② 物品の販売、配布、募金

- ・朝市
- ・フリマ、ロハス、展示会
- ・スポーツ用品・健康グッズ販売
- ・募金活動



③ 単車・自転車等の車両の乗り入れ※2

- ・自転車の走行は可能
- ・自転車の安全講習会、一輪車の乗り方の指導講習



④ スケートボードローラースケート、キックボード類※2

- ・駐車場や園内の園路で場所を貸し切ったの利用

⑤ ラジコン類（ラジコン飛行機、ドローン除く）※2

- ・駐車場や園内の園路、湖で場所を貸し切ったの利用

⑥ ペット

- ・場所を貸し切り、締め切った中でのペットの競技会

⑦ 植物の伐採または採取

- ・公園の間伐材を使った木工細工教室
- ・自然観察教室での採取



⑧ フェスティバル

- ・野外フェス、野外ライブ、野外コンサート
- ・よさこい祭り、大道芸祭り
- ・各種演奏会



⑨ 博覧会・展覧会・発表会

- ・自作品の展覧会、風景写真などの展覧会
- ・絵画・写真コンクール
- ・グループ発表会、音楽教室の発表会



⑩ 体験・教育

- ・自然科学教室、自然観察教室
- ・語学教室、書道教室、絵画教室、華道教室、手芸教室
- ・囲碁・将棋など対局ゲームの練習会
- ・鬼ごっこ、宝探し
- ・凧揚げ

⑪ アウトドアスポーツ

- ・トライアスロン、カヌー、カヤック、SUPなどの池利用
- ・浮上高さを制限した熱気球体験

⑫ その他

- ・映画撮影
- ・結婚式
- ・コスプレ撮影会
- ・天体観測
- ・駐車場での車の展示会



※1 インフラ施設の整備が不十分であるため、利用可能場所について要相談

※2 走行範囲・警備員の配置等、安全に配慮した対策について要相談

2-2 行為許可申請不要 (許可を得なくてもできること)

※ただし、20名以上で行う場合は利用届出書が必要となります。

① スポーツ

- ・キャッチボール、サッカーのリフティングやパス回し
- ・グランドゴルフ等のイベント利用例で例示したスポーツ
- ・ヨガ、太極拳
- ・健康教室
- ・ペタンク、スカイクロスなどのニュースポーツ



② その他

- ・楽器やダンスの練習
- ・昆虫採集やカニとり
- ・写生や写真撮影
- ・グループ集会、お茶会



2-3 絶対できないこと

- ・公園施設の損傷、汚損
- ・たき火などの直火の火気使用
- ・バーベキュー
- ・土石の採取、土地の形質変更
- ・釣り
- ・鳥獣魚類の捕獲、殺傷
- ・持ち込んだ鳥獣魚類を放つことや植物を植えること
- ・ラジコン飛行機、ドローンの操縦
- ・エアガン、モデルガン等の持ち込み
- ・野球、ゴルフ
- ・立入り禁止区域への立入り
- ・その他危険物品の持込、他の利用者に支障の恐れがある行為

※このチラシに記載のないことでもご相談ください。

2. 公園でできること・できないこと

修正前

① 行為許可申請が必要

(イベントとして行為許可申請や提出し、承認されればできること)

※一般利用ではできない

- ① 火気の使用
 - ・キッチンカーやコンロ等の器具の使用
- ② 物品の販売 (展示会なども含む)、配布、募金
 - ・飲食物の販売 (朝市など)
 - ・物品の販売
(フリマ、ロハス、スポーツ用品、健康グッズなど)
 - ・募金活動
- ③ 車両 (単車・自転車含む) の乗り入れ
 - ・自転車の走行は可能 (例：トライアスロン)
(走行範囲の明示、警備員の配置)
 - ・自転車の安全講習会、一輪車の乗り方の指導講習
- ④ スケートボードローラースケート、キックボード類
 - ・駐車場や園内の園路で場所を貸し切ったの利用
(一般利用者にぶつからないような対策を行う)
- ⑤ ラジコン類 (ラジコン飛行機、ドローン除く)
 - ・駐車場や園内の園路、湖で場所を貸し切ったの利用
(一般利用者にぶつからないような対策を行う)
- ⑥ ペット
 - ・場所を貸し切り、締め切った中でのペットの競技会
- ⑦ 植物の伐採または採取
 - ・公園の間伐材を使った木工細工教室
 - ・自然観察教室での採取
- ⑧ フェスティバル
 - ・野外フェス、野外ライブ、野外コンサート
 - ・よさこい祭り、大道芸祭り
 - ・各種演奏会
- ⑨ 博覧会・展覧会・発表会
 - ・自作品の展覧会、風景写真などの展覧会
 - ・絵画・写真コンクール
 - ・グループ発表会、音楽教室の発表会
- ⑩ 体験・教育
 - ・自然科学教室、自然観察教室
 - ・語学教室、書道教室、絵画教室、華道教室、手芸教室
 - ・囲碁・将棋など対局ゲームの練習会
 - ・鬼ごっこ、宝探し
 - ・凧揚げ
- ⑪ アウトドアスポーツ
 - ・トライアスロン、カヌー、カヤック、SUPなどの池の利用
 - ・浮上高さを制限した熱気球体験
- ⑫ その他
 - ・映画撮影
 - ・結婚式
 - ・コスプレ撮影会
 - ・天体観測
 - ・駐車場での車の展示会



②行為許可申請不要

(許可を得なくてもできること)

※ただし、20名以上で行う場合は利用届出書が必要となります。

①スポーツ

- ・キャッチボール、サッカーのリフティングやパス回し
- ・グランドゴルフ等のイベント利用例で例示したスポーツ
- ・ヨガ、太極拳
- ・健康教室
- ・ペタンク、キンボール、スカイクロスなどのニュースポーツ

②その他

- ・楽器やダンスの練習
- ・昆虫採集やカニとり
- ・写生や写真撮影
- ・グループ集会、お茶会



③絶対できないこと

- ・公園施設の損傷、汚損
- ・たき火などの直火の火気使用
- ・バーベキュー
- ・土石の採取、土地の形質変更
- ・釣り
- ・鳥獣魚類の捕獲、殺傷
- ・持ち込んだ鳥獣魚類を放つことや植物を植えること
- ・ラジコン飛行機、ドローンの操縦
- ・エアガン、モデルガン等の持ち込み
- ・野球、ゴルフ
- ・立入り禁止区域への立入り
- ・その他危険物品の持込、他の利用者に支障の恐れがある行為

イベント実施可能エリアと施設利用例



イベントカレンダー

3月

わくわくランド営業時間

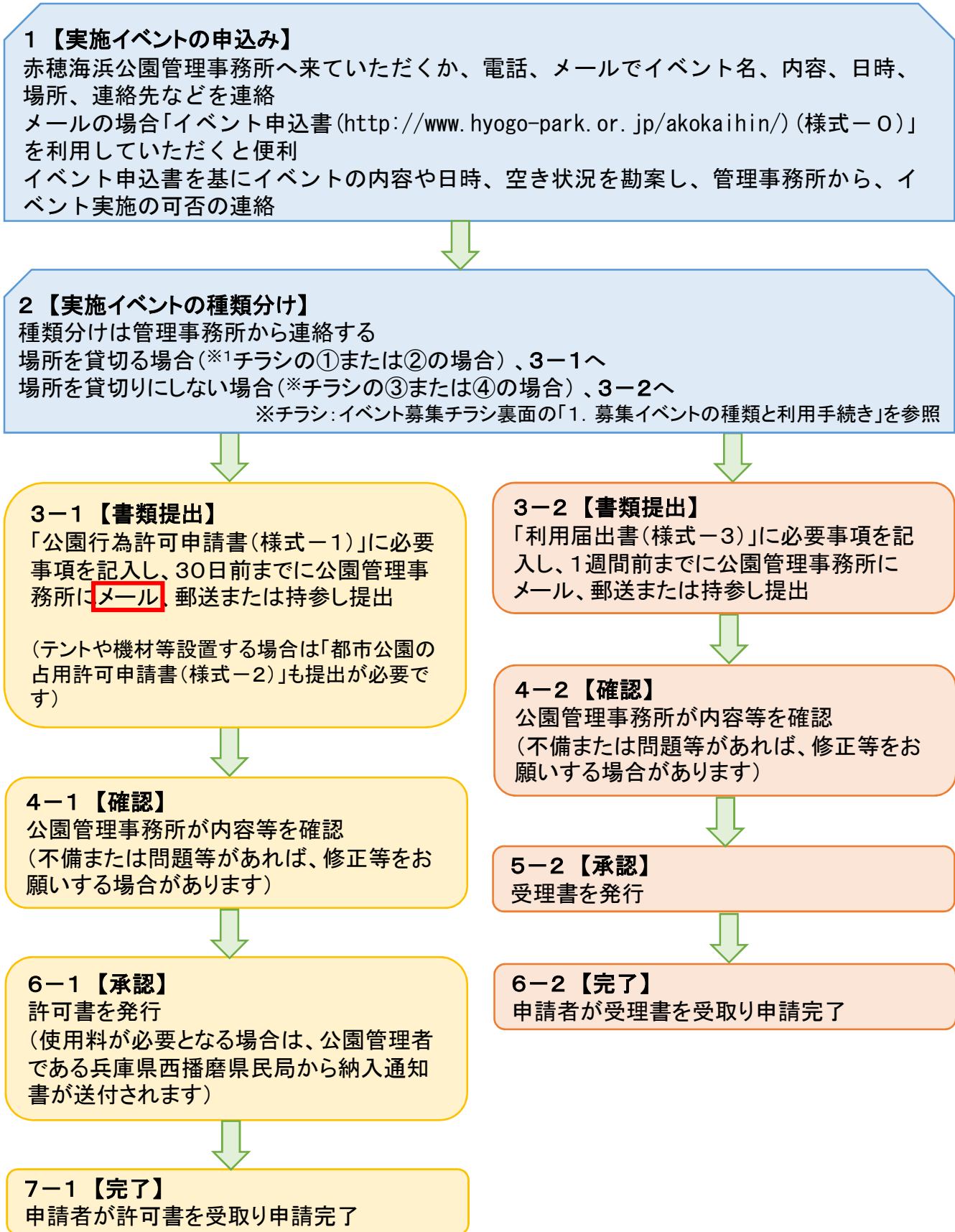
10:00~15:00	平日
10:00~17:00	土日祝日 (休)
10:00~18:00	土日祝日 (休)
10:00~16:00	平日 (春休み期間) 土日祝日(園遊会、イベント)

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
28	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10 花と緑の教室 (約30名)	11	12	13 わくわくフェスタ (約500名)
14	15 わくわくフェスタ (約500名)	16	17	18	19	20 ロハスパーク赤穂 (約5,000人) 科学教室卒業式 (約20人)
21 ロハスパーク赤穂 (約5,000人)	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	1	2	3

凡例
イベント名
(参加予定人数)

: 公園イベント
 : 海洋科学館イベント
 : オートキャンプ場イベント

4. 赤穂海浜公園イベント申請のフロー



イベント内容に関すること、書類の記入方法等、相談したいことがございましたらお気軽に管理事務所までお問い合わせください。

項目		方策 (◎：実施する ○：今後実施にむけて調整 △：検討する)	実施状況 (◎：実施済 ○：実施に向け準備中 △：検討中 ×未実施・未調整)	いただきたい意見
ア 一体的な広報	3 つの施設と 一体 の広報 (ア)	① ◎海洋科学館入館時に海洋科学館と海浜公園のパンフレットをセットで配布	◎海洋科学館入口に3施設のパンフレットを配置	
		② ○現在、それぞれで告知しているイベントをまとめたイベントカレンダーを作成し、海浜公園のHPに掲載	◎現在3月のカレンダーをHPに掲載中(3月上旬から掲載)	
		③ ○海浜公園・海洋科学館・オートキャンプ場が一体となったポスターを作成し、現在掲示している場所に加え、周辺の協力的な施設にも掲示	△市に令和4年度の予算確保を依頼 (令和3年度予算は既に確定しているため)	
		④ △各施設のHPのトップページに他の2施設のHPのリンクを掲載	×HPの変更は職員でできず、委託が必要だが予算がないため、今後HP変更の際に対応する	
	一市・観光協会と 一体となった 広報 (イ)	⑤ ◎赤穂市などに地域一体となった情報発信を依頼 (他の観光施設にパンフレットの配置やポスターを掲示するなど)	◎民俗資料館、歴史博物館、美術・工芸館、文化会館、御崎レストハウスにパンフレットを配置(2月下旬から配置)	
		⑥ ○観光協会が発行するクーポンチラシにわくわくランドの乗り物割引券の掲載を依頼	△利用者数が想定できない内容は難しいため、先着人数等による人数限定での実施可否について検討中	
		⑦ △周辺の飲食店と連携し、イベント実施者・参加者には周辺飲食店の割引券等を配布 ⇔提携先の飲食店は会計時、お客さんにわくわくランドの割引等を配布	△ "	
イ 情報発信の強化	公園の魅力 ごとの広報 (ア)	■施設の魅力		
		⑧ ○1日で様々な施設が利用できるようなモデルコース(家族連れや大人向け等は分ける)を策定し、HPに掲載(多種多様な施設を十分に活用してもらうための広報)	×今後、家族連れや大人向けコース、半日コースなどを考える	
		⑨ ○他府県のテニスクラブに広報(16面ものテニスコートをもっと活用してもらうための広報)	×他府県のテニスクラブに広報しても土日利用が想定され、利用の多い土日の利用が重複し広報の効果がないため、平日利用を促進する方策を検討する	
		■環境面での魅力		塩湿地や海洋科学館以外で環境学習の場として利用可能な場所があれば、その利用方法も合わせて教えていただきたい
		⑩ ○環境学習の場として、周辺の教育委員会等に情報提供(自然が多く、多様な動植物がいることを活かしてもらうための広報)	×今後、塩湿地を含め環境学習可能な場所について情報提供する	
		■その他の魅力		
	公園イベント の広報 (イ)	⑪ ◎子育てアンバサダー等に周辺の子育て中の方に向け、平日利用を促進するような情報の発信を依頼 (平日の利用者が少ないことを活かしてもらうための広報)	×今後、未就学児向け遊び場整備の完成後の4月に子育てアンバサダー等に情報発信を依頼	
		⑫ ◎イベント実施後の報告(写真を付ける)を公園のSNSにあげていく	○3/20・21のロハスイベントで実施予定 今後、他のイベントの際も実施する	
		⑬ ○大規模イベントの場合には駅や公共施設などにチラシを送付し、設置してもらう	◎3/20・21のロハスイベントで実施 今後も大規模イベント(約3,000人以上)の際には実施する	
		⑭ ○イベント主催者または参加者に実施後のイベントの情報をSNSにあげてもらう	○3/20・21のロハスイベントで主催者に依頼予定 今後、他のイベントの際も実施する	インセンティブなしでSNSにあげてもらう方法があれば教えていただきたい
		⑮ △イベント実施後、SNSに情報掲載した方にわくわくランドの乗り物1回無料券を配布	△利用者数が想定できない内容は難しいため、人数限定等での実施可否について検討中	
イベント募集 の広報 (ウ)	■広く一般に向けた周知			
	⑯ ◎HPでの広告(トップページからイベント募集ページへの誘導)	◎HPに掲載中(10月1日から掲載)		
	⑰ ◎公園内にチラシを設置	◎管理事務所玄関等に配置(3月上旬から配置)		
	⑱ ◎営業先や公共施設などにチラシを置いてもらうよう依頼	◎赤穂観光協会、民俗資料館、歴史博物館、美術・工芸館、文化会館、御崎レストハウスに配置(2月下旬から配置)		
	⑲ ◎実施したイベントの写真をHPやSNSにあげる	○「イベント募集」でイベントができれば実施する		
	⑳ ○ポータルサイト等ネットへの掲載	×具体的なポータルサイト等が分かれば、依頼する	具体的なポータルサイトを教えていただきたい	
	㉑ △集客イベント実施者にわくわくランドの乗り物券を配布	△利用者数が想定できない内容は難しいため、先着人数等による人数限定での実施可否について検討中		
■実施見込みのある団体等への訪問				
㉒ ◎個別訪問やチラシ送付等の営業活動(資料4-1)	×対応できていないため、今後努力する			

現在想定している直接営業先の候補

第 2 回協議会で示した資料

		営業先		予定
事務局想定	スポーツ・教育 イベント	○関西福祉大学	⇒	学生への応募依頼
		○子育て団体	⇒	応募依頼
		○うみっこクラブ	⇒	
		○赤穂玩具博物館	⇒	
		○佐用町昆虫館	⇒	
		○赤穂市内小中学校	⇒	市と連携して、応募依頼
		●文化教室	⇒	応募依頼
	地元関連 イベント	○赤穂市漁協	⇒	応募依頼
		○観光協会	⇒	P R 依頼
		○赤穂商工会議所	⇒	
		○赤穂市青年会議所	⇒	応募依頼
		●周辺の飲食店	⇒	
	●周辺の宿泊施設	⇒	P R 依頼	
その他 イベント	●旅行会社	⇒	応募依頼	
委員からの提案	○西播磨県民局主催イベントの実施者	⇒	応募依頼	
	○児童館	⇒	市と連携して、応募依頼	
	○地元老人会	⇒		
	○地域包括支援センター	⇒		
	○スポーツ少年団	⇒	P R 依頼	
	○赤穂市民総合体育館	⇒		
	●アウトドアメーカー	⇒	応募依頼	
	●自転車店	⇒		
	●自転車メーカー	⇒		
	●キャンピングカーを扱う店	⇒		
●ライブハウス	⇒	P R 依頼		

凡例 1 ○：具体的な営業先が確定している、または事務局等で具体的な営業先を選定

●：具体的な営業先について意見を頂きたい

凡例 2 応募依頼：イベントを実施してもらえよう願う

P R 依頼：営業先にチラシを置いてもらうよう願う

※「営業先」に対しては直接訪問またはチラシを郵送する

イベント募集の問い合わせ及び応募状況 (R3.3.10 現在)

1 これまでの応募状況

問い合わせ件数 4 件			
問い合わせのみ 1 件	応募件数	3 件	
	実施済件数	実施予定件数	中止件数
	0 件	2 件	1 件

イベントの広報手段

【これまで】 【今後】

- ・記者発表
- ・SNS
- ・チラシ
- ・営業活動
- ・HP

2 イベント募集開始 (10月1日～)

イベント	現時点の方針	問い合わせ日	開催予定日	イベントの種類	予定参加人数	備考
①バイクの展示会	問い合わせのみ	10月中旬	—	集客イベント	—	近くにコンビニがないという理由で申請まで至らず
②地域振興イベント	実施予定 (延期)	11月下旬	3月中旬	集客イベント	5,000 人	
③かきまつり	中止	12月上旬	2月下旬	集客イベント	4,000 人	例年の「かきまつり」中止を受け、応募があった
④音楽活動	実施予定	2月下旬	5月上旬	自主イベント	8 人	

3 自己評価

- イベント申込が少なかった原因として、新型コロナウイルスの影響、広報・情報発信が不十分であったことが考えられる。
- 今後、イベントの実施件数を増加させるために、第2回協議会で提案して実施できていない方を順次実施する。